また、定型的業務にとどまらず、様々な行政サービスについて、市町村間の広域連携や事務の共同処理、地域コミュニティを支える個人や団体との協働が進められているほか、企業やＮＰＯなどの連携により地域課題を解決し、住民満足度の向上を図る取組も行われており、今後も積極的な展開が期待される。

（公営企業・第三セクター等の経営の改革）

公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを持続的に提供する役割を果たしており、将来にわたって公共の福祉を増進していく必要がある。しかしながら、公営企業の経営を取りまく環境は、人口減少等による料金収入の減少や保有資産の大量更新期の到来等により、一層厳しさを増している。

このため、公営企業においては不断の経営健全化の取組が求められており、昨年の12月意見[11]において述べたように、抜本的な改革の検討や経営戦略及び新公立病院改革プランの早期策定など、経営改革の取組を推進することが重要である。これらの取組が着実に進むよう、国は必要な支援に取り組むべきである。

また、上下水道事業については、持続的なサービスの提供を可能とするため、地域の実情を踏まえて、様々な広域連携や多様なＰＰＰ／ＰＦＩの活用について検討を行うことが重要である。特に、施設等の老朽化に伴う大量更新期を迎えている水道事業については、国としても、都道府県単位の広域連携に関する検討体制の構築を促し、経営基盤の強化を図る必要がある。

さらに、第三セクター等については、標準財政規模に比して多額な損失補償等を行うなど財政的リスクが高い水準に達している地方自治体は、経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。このため、国は、各地方自治体の財政的リスク等の調査・公表を行うことにより改革に取り組む気運を醸成するとともに、先進事例集の作成・公表により経営健全化の取組を一層促進することが必要である。

⑵　財政マネジメントの強化等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域で真に必要な行政サービスの効果的・効率的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備し、各地方自治体の取組を通じて、歳出の効率化を図ることが求められる。

（地方公会計の整備）

地方自治体の財政状況について、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財務書類や固定資産台帳を整備し、より一層の「見える化」を図っていくことが重要である。

このため、全ての地方自治体において、統一的な基準による財務書類等を作成・公表する必要がある。平成29年度までの整備に向け、平成28年度はその整備が本格化する特に重要な一年となることから、無償提供されている標準ソフトウェアの一層の普及を図るなど、必要な措置を引き続き講じるべきである。

また、管理会計的な観点から、施設別・事業別の分析を実施して予算編成等に活用が可能となるなど、従来の「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へと、公会計の役割が変わっている。そのため、先進事例の一層の掘り起こし及び普及、研修の充実・強化や地方自治体が行う研修への支援等を通じた公会計を担う人材の育成を行うなど、「活用する」公会計に向けた支援体制の構築を図っていく必要がある。

（地方財政の全面的な「見える化」）

住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、地方自治体の協力も得ながら、決算情報等の全面的な「見える化」を図る必要がある。

都道府県及び市区町村の決算情報について、財政状況資料集をはじめとする各種資料が公表されているところであるが、これまで人件費、普通建設事業費及び公債費のみに限られていた住民一人当たりコストについて、性質別・目的別で網羅的に「見える化」を図るべきである。その際、地方自治体は、地理的・地形的要因や人口規模等が様々であることから、住民一人当たりコストについて、他団体との一律の比較は適当ではなく、自団体における経年比較や類似団体との比較が可能となるよう留意すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型ごとのストック情報、固定資産台帳による土地情報等についても、「見える化」等を図るべきである。

（公共施設等の総合的な管理）

公共施設等の総合的かつ計画的な管理（公共施設マネジメント）は、喫緊の課題である。各地方自治体は、公共施設等総合管理計画を公共施設等の集約化・複合化に踏み込んだものとするよう努めつつ、平成28年度中の策定完了に向けて作業を加速させる必要がある。

公共施設マネジメントは、住民サービスの提供の仕方に大きく関わるものであることから、地方自治体が住民・議会等の理解を得ながら、国の支援措置も活用し、自主的に公共施設等の最適な配置等の取組を進めていくことが重要である。

（公営企業会計の適用拡大の推進）

公営企業が経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るためには、企業会計原則を最大限取り入れた公営企業会計を適用することで、経営・資産等の状況を正確に把握し、経営に活用していくことが求められる。このため、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業を中心に、平成31年度までの集中取組期間において、着実に公営企業会計の適用が進むよう取り組むべきである。[12]

4　地方創生への対応

⑴　自主性・主体性を発揮したまち・ひと・しごと創生の推進

平成27年度地方財政計画において「まち・ひと・しごと創生事業費」として1.0兆円が計上され、平成28年度においても引き続き同額が計上されたところである。人口減少の克服のような構造的な課題の解決には長期間を要するため、平成29年度以降も恒久財源を確保し、地方創生の取組を息長く支援すべきである。

既に述べたとおり、地方自治体は、住民や議会をはじめとして、地域を構成する様々な個人や団体の参画を得ながら、「地方版総合戦略」を策定し、その取組が本格化している。人口減少等により生じる課題やそのための対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であることから、地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して、地域の実情に応じて取り組むべきものである。

まち・ひと・しごと創生事業費を活用した個々の地方自治体の取組について、国の政策目的との整合性、事業の効率性や成果を検証していくべきとの議論があるが、国が一義的に効果や効率性を判断することは、地方創生の趣旨に反するものである。地方創生の取組については、それぞれの地方自治体が、住民に対する説明責任を果たすとともに、地方議会等において十分な検証が行われることが適当である。

⑵　地域活性化

地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開しており、こうした創意工夫を力強く推進すべきである。地域経済の活性化は、税源涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。

このため、「ローカル10,000プロジェクト」[13]について、全国の市町村での創業支援事業計画の策定を推進し、地域金融機関による資金の活用を拡大しながら、更なる全国展開を図ることが必要である。また、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」[14]について、関係省庁が連携して事業化を支援するとともに、「公共施設オープン・リノベーション」[15]や、「地域経済グローバル循環創造事業」[16]などを引き続き推進すべきである。これらの「地域経済好循環推進プロジェクト」やマイナンバーカードを活用した地域経済活性化[17]を推進することにより、力強い地域経済がつくられることが期待される。

また、地域活性化のためには、経済の活性化のみならず、地方への人の流れを創出し、地域で人が活躍する受け皿を整備することが必要である。このため、「地域おこし協力隊」の隊員数の拡大や、研修の充実、相談体制の確立、起業支援による受入れ体制の整備、「移住・交流情報ガーデン」における円滑な情報提供・相談機能の発揮等を通じて地方への移住・交流を更に推進すべきである。